

健康診断

9月2日から個別健診が始まります



詳しくは町住民生活課までお尋ねください

■年に1回は健診を受けて体の状態を確認しましょう

9月2日(月)から個別健診が始まります。集団健診を受診されなかった方は、かかりつけ医などの指定医療機関で個別健診を受診しましょう。個別健診の対象者には受診券を送付します。都合の良い日時を選んで受診できますので、個別健診で自分の体の状態を確認しましょう。

受診の際は事前の予約が必要ですので、指定医療機関へ直接お申し込みください。

■対象者

7月・8月に実施した集団健診を受診されなかった、令和2年4月1日現在で40～74歳の国民健康保険被保険者の方

※個別健診の対象者には、9月2日(月)の行政区配達でお知らせします。

※受診券が送付された方でも、国保の被保険者資格がなくなった場合は、受診することができません。

■実施期間

令和元年9月2日(月)～12月27日(金)

■健康診査内容

体格検査(身長・体重・腹囲・BMI)、血圧測定、血液検査(血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査・腎機能検査)、尿検査、医師の診察など

※がん検診は含まれません。

■受診料(個人負担金)

1,300円

■主な指定医療機関

・荒瀬病院(甲佐町緑町331)

096-234-1161

・谷田病院(甲佐町岩下123)

096-234-1248

・小屋迫医院(甲佐町岩下96-1)

096-234-0165

※そのほかの指定医療機関については、町公式ウェブサイトをご覧ください。町住民生活課までお尋ねください。

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線 108)

国民健康保険・後期高齢者医療保険

■ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品のことを「後発医薬品」という呼び方をします。それに対して新薬のことを「先発医薬品」と呼びますが、この新薬の特許が切れた後に販売される医薬品であるため「後発医薬品」といいます。後から販売されるようになっても、新薬と同じ有効成分・用法用量で、同等の効果を発揮するようにつくられています。

■ジェネリック医薬品が新薬よりも価格が安い理由は

新薬を開発するには莫大な費用がかかりますが、その新薬は20～25年の特許期間は開発メーカーが独占的に製造することができます。しかし、この特許期間が過ぎると、

ほかのメーカーも同じ成分の薬を製造することができます。開発の費用が掛からない分、ジェネリック医薬品の価格は新薬の2～7割ほど安価なものが多くなっています。

■なぜジェネリック医薬品を推奨するのか

高齢化が進み今後も医療費が伸びていくことが予想されており、皆さんの医療費の負担も増えていくこととなります。ジェネリック医薬品を使うことで自分自身の費用負担が減ると同時に国民健康保険財政への負担も減らすことができます。保険で負担する医療費を抑えることは、それに必要な国民健康保険税はもちろん国、県、町の税金の負担を抑えることにつながります。

■どうすればジェネリック医薬品を利用できるか

ジェネリック医薬品の処方希望する場合は、医師の処方せんが必要です。まずは、かかりつけの医師や薬剤師にご相談ください。被保険者証と一緒に「ジェネリック医薬品希望カード」を配布していますので、ぜひ活用ください。

ジェネリック医薬品で医療費を節約しましょう



詳しくは町住民生活課へお問い合わせください

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線 108)

国民年金

国民年金の追納制度をご利用ください



詳しくは熊本東年金事務所へお尋ねください

■保険料を追納すると年金の受取額を増やすことができます

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めた場合と比べ、65歳から受けられる老齢基礎年金の受取額が少なくなります。

しかし、免除などの承認を受けた期間の保険料については、10年以内であればさかのぼって納めることができる追納制度があり、将来受け取る老齢基礎年金額を増やすことができます。

また、社会保険料控除により、所得税・住民税が軽減されます。該当する期間がある場合には、保険料を追納されることをおすすめします。

■追納制度を利用して保険料を納められる場合の注意点

追納制度を利用して保険料を納められる場合には、次の5点に注意が必要です。

- ① 保険料の追納を行う場合には、年金事務所への事前の申し込みが必要です。
- ② 年金機構から発行される納付書によりお支払いができます（口座振替やクレジットカード納付はできません）。
- ③ 承認された期間のうち、原則として古い月の保険料から納付することになります。
- ④ 一部免除（半額、4分の1、4分の3）を受けた期間は、納付すべき保険料を納めていなければ、追納することはできません。
- ⑤ 承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納をする場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされますので、早めの追納をおすすめします。

詳しくは、熊本東年金事務所へお尋ねください。

▼お問い合わせ先

熊本東年金事務所

☎ 096-367-8144

町住民生活課 ☎ 096-234-1113（内線 104）

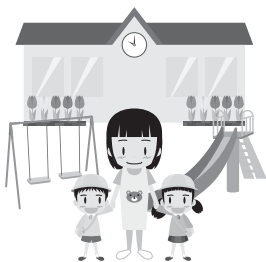
児童発達支援

■児童発達支援などの利用者負担が無償化されます

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、10月1日から実施される幼児教育・保育の無償化に伴い、障害児入所施設で提供される、児童発達支援などのサービスの利用者負担が無償化されます。就学前の障害児を支援するため、次のサービスについて対象者の利用者負担を無料とします。

- ▶ 無料となるサービス
- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 福祉型障害児入所施設および医療型障害児入所施設の利用料

就学前の障がいのある子どもたちを支援



詳しくは町福祉課へお尋ねください

▶ 対象となる子ども

児童発達支援等のサービスを利用する3歳から5歳までの児童が対象となります。

無償化の対象となる期間は、「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。

○具体的な対象者の参考例

- ・ 無償化の期間が10月1日～令和2年3月31日の場合の対象者
平成25年4月2日～平成28年4月1日が誕生日の障がいのある子ども
- ※利用者負担以外の費用（医療費や食費等の実費負担）は、引き続きお支払いいただくことになります。

※幼稚園・保育所・認定こども園などと併せて児童発達支援などのサービスを利用する場合は、どちらも無償化の対象となります。

▶ ご利用手続き

無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。
ご利用の障害児入所施設などで、利用者負担無償化の対象となるかを事前にご確認ください。

▼お問い合わせ先

町福祉課

☎ 096-234-1114
（内線 143）

町福祉課 ☎ 096-234-1114（内線 143）